



### ホロコースト

ナチス・ドイツによるユダヤ人大虐殺。ヒトラーが1933年に政権を握ると、ユダヤ人迫害を開始。第2次大戦開始後に大量虐殺が始まった。占領下のポーランドのアウシュビッツやソビブルなどの収容所にユダヤ人を移送し、ガス室などで殺害した。45年までに約600万人が殺されたとされる。移送の責任者アイヒマンは戦後、南米に逃亡。60年にとらえられ、エルサレムで死刑判決を受け、62年に執行された。

ナチ犯罪を追及する意義をシユリム所長に聞いた。我々の仕事は、何が起きているか、何が行われたか、何を確定することだ。戦後70年近くがたつて、病気の高齢者を法廷に立たせることに意味はないとも言われるが、家族全員を一度に失った犠牲者にも終わりの

## 「命令に従った者にも責任」シユリム所長に聞く



「命令に従った者にも責任」シユリム所長に聞く。犠牲者に償うことはできないが、当時何が起きたかを解明し、どうする道徳的責任はもある。

ある同僚は「収容所で犠牲者たちは年齢を問われなかった。87歳も1歳も同じように殺された。だから、容疑者の年齢を私は気にしてない」と言っている。上からの(殺害)命令に従った(者)の責任を問う一方で、命令を下した多くの者が問われていない

「命令に従った者にも責任」シユリム所長に聞く。戦後、ドイツの戦犯は連合国によるニュルンベルク裁判などで裁かれたが、冷戦で東西ドイツ分断もあつた。このことは事実だ。だが命令は下されたが、自発的だったかは、罰刑判断で考慮されるべきであり、責任を追及しない理由はない。

「命令に従った者にも責任」シユリム所長に聞く。戦後、ドイツの戦犯は連合国によるニュルンベルク裁判などで裁かれたが、冷戦で東西ドイツ分断もあつた。このことは事実だ。だが命令は下されたが、自発的だったかは、罰刑判断で考慮されるべきであり、責任を追及しない理由はない。

# ナチ犯罪 終わらぬ追及

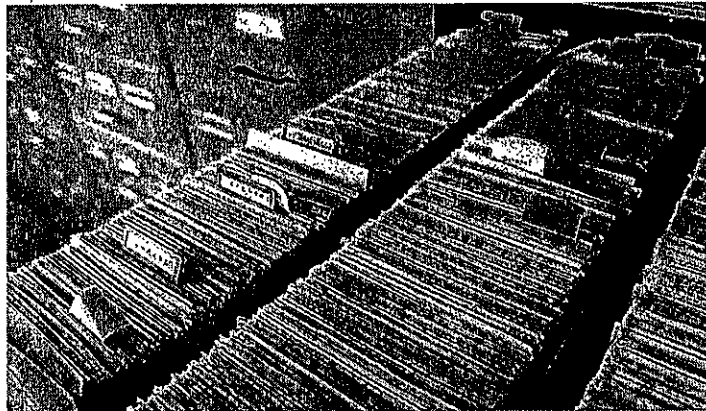
## ドイツのセンター

第2次世界大戦終結から67年。ドイツでは戦争犯罪の追及が今も続く。ユダヤ人大量虐殺(ホロコースト)の舞台、アウシュビッツ強制収容所の元看守に対する新たな訴追手続きが山場を迎えている。

「この男がアウシュビッツの看守で、貨物列車で運ばれてきたユダヤ人たちの(死か労働か)選別の場や監視塔で働いていたことは十分に立証できる」

ドイツ南西部ルートビヒスブルクにある「ナチス犯罪解明のための州司法行政中央本部(ナチ犯罪追及センター)」で、クルト・シユリム所長(88)はそう明言した。

容疑者は元看守のヨハン・フライヤー氏(87)と米フイラデルフィア在住。戦争中にアウシュビッツ・ビルケナウ収容所で働き、少なくとも84万4千人のユダヤ人殺害に関与した疑いもたれている。フライヤー氏はAP通信に、看守だったことは認めただが、殺害への関与は否定している。この件は8月に南部ワイデン地検へ送られ、現在起訴するかどうかの検討が続けられている。



強制収容所で働いたり、親衛隊に所属していたりした人間の名前や経歴を記録したカード。約70万人分の記録が保管されている＝ルートビヒスブルク、松井健撮影

センターが自信を抱く根拠となっているのが、昨年5月のミュンヘン地裁の判決だ。ソビブル収容所の看守だったジョン・テムヤンユダ元被告(今年8月に91歳で死亡)に禁錮5年を言い渡した判決で、「被告は人間を組織的に殺害する目的の機構の一部だったと認定。本人が実際に殺害に手を下したかどうか

の立証は必要なく、大量殺害のみを目的とした絶滅収容所との関係を立証すれば十分だ」と判断した。「我々にとって状況を大きく変える判決だった」とシユリム所長は言う。個別の殺害の立証には大きな困難を伴うが、絶滅収容所での勤務の証明は比較的容易だからだ。

## 70万人分の資料管理

1958年に設置された。ドイツの各州司法当局が裁判官や検察官らを派遣。管轄区域にわかちあわれ、ナチの犯罪を捜査・解明するのが目的だ。

現在の人員は約20人。ナチ親衛隊員ら約70万人分のリストなど膨大な資料を管理し、米国やイスラエルなどの機関とも協力する。冷戦終結後に資料閲覧が可能になった旧東側諸国や、多くのナチ戦犯が逃亡した南米諸国にも捜査官を派遣した。その後、犯罪が行われた場所や容疑者が住んでいた地域の地検に事件を送る。

「命令に従った者にも責任」シユリム所長に聞く。戦後、ドイツの戦犯は連合国によるニュルンベルク裁判などで裁かれたが、冷戦で東西ドイツ分断もあつた。このことは事実だ。だが命令は下されたが、自発的だったかは、罰刑判断で考慮されるべきであり、責任を追及しない理由はない。

「命令に従った者にも責任」シユリム所長に聞く。戦後、ドイツの戦犯は連合国によるニュルンベルク裁判などで裁かれたが、冷戦で東西ドイツ分断もあつた。このことは事実だ。だが命令は下されたが、自発的だったかは、罰刑判断で考慮されるべきであり、責任を追及しない理由はない。